

宗教的輸血拒否者への対応について

日本海総合病院倫理委員会

(平成21年1月15日)

輸血治療が必要となる可能性がある患者が宗教的信念により輸血を拒み、無輸血治療を要請された場合は、別紙2008年2月28日付宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告の「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき下記により対応する。

記

- 1 主治医は、治療上輸血が不可欠と判断される場合は、ガイドライン第3項に基づき患者本人、家族又は必要に応じて教団責任者に輸血の必要性を説明し説得する。説得にもかかわらず患者側が輸血を拒否する場合は、患者の宗教的信念に基づく自己決定権を最大に尊重しつつ、ガイドライン第1項及び第2項により対応する。
- 2 医療に関する判断能力の評価は、主治医、当該診療科の他の医師及び倫理審査委員会(迅速審査)が行う。ただし、緊急を要する場合は、事後に倫理審査委員会(迅速審査)の承認を得る場合もある。
また、主治医は、輸血拒否者の診療方針等を決定するにあたって難しい課題等がある場合は、病院長と協議して決定する。
- 3 未成年者については、ガイドライン第1項に基づき、図1のフローチャートの手順により輸血同意書又は免責証明書の提出、場合によっては転院を勧告する等の対応をとる。
- 4 その他、ガイドラインの方針に従って対応するものとし、主治医は、この取扱に疑義がある場合、又は定まっていない事項がある場合には、速やかに倫理委員会(迅速審査)に提案して審議を受けるものとする。